

博物館資料の収集及び管理の方針に関する基本的な考え方（案）

委員意見と修正案 対照表

0. タイトル、表紙

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
0-1	タイトル	修正	「博物館資料の収集及び管理の方針に関する基本的な考え方」に修正	公布通知第2の6（2）の文言に合わせたため
0-2	重要なところとしては、この文書を作成したのはどこなのか（だれなのか）を示しておくことと、作成年月日を入れておく必要があると思います。	修正	表紙を作成し、作成主体と発行年月日を記載	

1. 趣旨

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
1-1	「後代の国民に継承することで将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。」について、「社会から信託を受けた貴重な公共財である」ことも記載してはどうか。	原案通り		告示第1条第2項からの引用のため

2. 対象

特段の意見無し

3. 博物館資料の定義

特段の意見無し

4. 博物館資料の収集及び管理の方針の策定

特段の意見無し

5. 「収集の方針」に関する基本的な考え方

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
5-1	この文書（基本的考え方）を博物館のことをよく知らない人が読んだ場合に、博物館資料をどのような考え方で集めているか、保存しているか、が分かるでしょ	修正	第3回での報告、意見交換を経て加筆	

	うか。例えば、第3回博物館WGにて、民俗博物館関係では「価値がよくわからないので残す」という方針が説明されましたが、多くの納税者はそれでは納得できないのではないかと思います。博物館関係者としては、ご意見に共感するところではあります。しかし、場所も時間もなく、整理もできないと分かっている、「価値がわからないので残す」のでは、説明としては十分ではなく、最低限のポテンシャルがあるので残す、という説明でなければ、「他にもっとやることがあるだろう、他にもっと重要な残すべきものがあるだろう」と思われる危険性があると思いました。この文書がそのような場合に、揚げ足を取るために利用されないようになっているか、という視点で点検してみる必要はあります。 自然史分野では、「来歴が不明であれば価値なし」というのが基本ですが、たとえば、「セイヨウタンポポ」の標本であれば、いつ、どこで採集されたものか不明ならば、この原則に従って廃棄するでしょう（本文書では、5（3）来歴の確認と記録が不十分なケースに該当すると考えられます）。しかし、「シーラカンズ」の標本であれば、来歴不明でも標本の稀有性から別な価値（教育・展示に利用できる）、として廃棄はしないと思います（9の（3）と（4）を考慮し、「用途転換」）。			
5-2	「また、資料の価値は学術的価値や経済的価値のみで測られるものではない…」について、「学術的価値や」の表現が気になります。 ①大学等で典型となっている学術によるアプローチでは、一見、資料価値が見いだしづらいが、考現学や、社会や世界に深く関心がある人の興味にひびくようなモノ ②同時代的には「そんじょそこらにありふれている」けれど、その時代の世相等を伝えるために収集をはかるべきモノ をイメージしていますが、学術的価値は、必ず後から追いついてくるように思われるので。 この学術的価値の前に、なんらかの形容詞をつけるといいのかと思っています。	修正	他の方の意見も受け、文章の後ろに加筆 「測られるものではなく、将来的な調査研究により新たな価値が見いだされる可能性や、教育目的での活用や地域社会における意義等に加え、将来に向けた潜在的な価値についても考慮する」	
5-3	柱書にかっこ書きで例をいれるよりは、一つ前の文章を「既に明らかになっている学術的価値や経済的価値のみで測られるものではなく、潜在的な価値も考慮に	修正	同上	

	入れる場合もある」というニュアンスに修正するのはいかがでしょうか。			
5-4	(1)の「寄贈、寄託、借用、購入等」について、博物館が発掘などを行い収集することや、交換を「等」でくくっているのでしょうか。つまり、こういう収集方法は寄贈、寄託、借用、購入それぞれと比べたときにかなり少ない、という理解で間違いないでしょうか	原案どおり		告示第6条第2項からの引用。 収集方法の多寡により例示しているわけではなく、一般的な方法を例示。
5-5	(1)の「また、地域の資料の保護・継承が可能となるよう、所蔵する博物館資料のみならず、館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めることとする。その際、例えば資料の受入れに係る近隣の博物館との役割分担を考慮することも考えられる。」にある「地域の」と「近隣の」という言葉について、違和感があります。 収集地域が広い資料を扱う博物館においては、収集対象の作品が「地域」にあるとは限らず、世界中の作品の調査は必要です。作品の受け入れについては「近隣の博物館」に限らず役割分担が必要になります。	原案どおり		公布通知第2の6(1)を引用。
5-6	(3)の「適正な手続で取得」について、日本の場合は「ナチによる収容」などの必要はないと思いますが、それでも「占領地域の資料」などにおいて「返還請求」への対応についてなどは書かなくていいのでしょうか。	原案どおり		ここでは「収集時」の確認と記録を記載するものであり、返還については除籍に伴う処分の項目で記載。
5-7	(4)の冒頭の「特に」は不要では？	修正		例示の限定性をやわらげるために付していますが、前段で一般論を述べた上で、典型例として現代美術やオーラルヒストリーを示す形に修正します。
5-8	(4)の「特に現代の美術・工芸等の作品、オーラルヒストリー等の収集に当たっては」について、例示の範囲が、具体的すぎるというか、狭いように感じます。	修正		同上

	必要な配慮としては、知的財産権に関するものだけではないように思います。			
5-9	（４）の「寄贈資料の受入」について、これは「購入」の場合もあてはまることはないですか。 例えば作家さんから作品を購入する場合「こういう条件で展示してほしい」などの意向を受けることがあります。 また、「交換」も手段としてあると思うのですが、その場合も将来的な資料管理の在り方に関する決定権などの合意は必要ないですか。 つまり、「寄贈等資料の受入等」と「等」を入れるのはやはり文章上問題がないのであれば、「等」があってもいいのではないかと思います。	修正	指摘の趣旨を踏まえ、寄贈資料に限らない書きぶりに修正	
5-10	（４）の「また、寄贈者の意思も確認しつつ、…委ねる旨を合意しておくことが考えられる。」について、９（３）とやや矛盾。 委ねてもら合意、超重要！ 「委ねる旨を合意することの検討も考えられる。」としてはいかがか。	修正	「また、資料の取得又は受入れ等に当たって、元の所蔵者や権利保持者の意思も確認しつつ、…委ねる旨を合意することも考えられる。」に修正	指摘を受け、寄贈に限らないよう対象を広く取りました。結果として、「やや矛盾」は薄れたかと思いますが、こちらは「検討も考えられる」ですので、確実に履行されるわけではないことを考えると、どちらも記載として残すべきと考えます。

6. 「管理の方針」に関する基本的な考え方

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
6-1	（１）の「コレクションの体系的な充実を図る観点から」について、コレクションの構成についての評価と方針の見直しは「博物館活動の充実」の観点から行うような気がして、決して「コレクションの充実のため」ではないと思うのですが、「コレクションの充実のため」が目的になるほうがいいのでしょうか。	修正	「博物館活動の充実」を追加	

6-2	(2)の「また、…自ら策定又は <u>選択する倫理規程及び行動規範等…</u> 」について、「また、…自ら策定又は <u>国内外の関連機関の倫理規程及び行動規範等…</u> 」にしてはどうか。	修正	指摘の趣旨を踏まえ「また、…自ら作成し、又は国際組織や関係団体等が作成する倫理規程及び行動規範等…」に変更	告示第15条第3項からの引用ですが、公布通知第2の15(2)では、本指摘に関する記載があるため、それに合わせて修文。
6-3	(3)の「コレクションの管理において…取り組む必要がある。」について、一つの文章に前提が2回出てくるので、やや読みにくい。表現工夫したほうが良いと思います。	修正	指摘を受け文章を分けました	
6-4	(3)の「デジタルアーカイブ化」について、ここは情報の整備という文脈で記述されているが、デジタルアーカイブ化がその整備にどのように寄与するのかという点の説明が必要と思われます(デジタル化の利点として外部への情報発信と内部での情報検索・紐づけという異なった利点があると思われるので、そこは峻別してはどうでしょうか。なぜデジタルアーカイブ化に優先的に取り組む必要があるのかという点に踏み込んで記述していただければ)。	修正	指摘を踏まえ加筆	

7. 博物館資料の保存、修理・修復等

	委員意見(趣旨)	対応	修正内容	理由
7-1	(3)の「非常時の搬出計画の設定」について、非常時、資料を「搬出」するとは限らない。火災や自然災害の際、収蔵する資料を帯同して避難するという誤解をまねく。「非常時の資料取り扱い手順計画の設定」としてはどうか。	修正	指摘の趣旨を踏まえ、「取扱手順の策定」に修正	
7-2	(4)の「展示環境においては、…講じること。」について、来館者による破損よりも、展示・展覧会の準備・撤収中の破損や劣化のほうが、ずっと多いように思われるので、「学芸員等の展示撤収の作業や監督にあたる者や」を追加してはどうか。また予防措置として「適切な作業手順の作成」を加えてはどうか。	修正	指摘を踏まえ、少し加筆しました	
7-3	(4)末尾の「再発防止のための検証を行うこと。」について、ここには「被害拡大を防ぐ(例えば、カビ	修正	指摘を踏まえ、「被害拡大の防止と資料保全」を追記	

	が生えた場合、それ以上かびない措置をするなど」や「修復」等については言及しないのでしょうか。			
--	--	--	--	--

8. コレクションへのアクセス整備

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
8-1	柱書の「博物館資料の社会的価値を最大化するため、デジタルアーカイブの作成と公開」について、ここだけを読むと、社会的価値を最大化する方法が「デジタルアーカイブ」しかないように読めてしまう気がします。そうでなく「一つの手段」が「デジタルアーカイブ」だと思うのですが。	修正	指摘を踏まえ修正	
8-2	柱書の「デジタルアーカイブの作成と公開」について、ここは「情報発信」の部分になると思いますが、一般市民に対する利便と、コレクション管理に役立つという視点（外部施設との情報連携）とは明確に分けたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。	修正	指摘を踏まえ修正	
8-3	（１）の「また、多様な利用者の特性に応じて、同一資料を複数回利用する、違った視点での研究や展示・鑑賞や学習材料としての利用に供するなど、利活用の機会を広く提供すること。」について、「また、多様な利用者の特性に応じて、同一資料についても、違った視点での調査研究を通して、展示・鑑賞や学習材料として複数回の利用に供するなど、利活用の機会を広く提供すること。」としてはどうか。	修正	指摘を踏まえ修正	
8-4	（１）の「資料が活用されないまま…アクセス可能な状態にしておくこと。」について、「・・・を防ぐため公開すること」という文章よりも「公開することで活用を促進すること」という表現のほうがよいと思います。	修正	指摘を踏まえ修正	
8-5	（１）の「デジタルアーカイブの作成や外部データベースとの連携」について、一般への利便性と他施設との情報連携が同レベルで論じられているので、分けたほうが良いかと思います。	原案どおり		
8-6	（２）の「再活用」について、「活用」ではないのですか？	原案どおり		被災、休館等により活用できなくなる事態を前段で書いている

				ため、「再活用」。
--	--	--	--	-----------

9. 博物館資料の充実及び再評価を通じたコレクションの整備・活用

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
9-1	柱書の「再評価を行った結果、交換、譲渡、返却、廃棄等」について、「返却」も「除籍」ですか？	原案どおり		返却も除籍に含まれる。
9-2	柱書の「再評価を行った結果、交換、譲渡、返却、廃棄等」について、「売却」が記載にないことに少々違和感が残る。	原案どおり		告示第6条第2項からの引用のため
9-3	柱書の「再評価を行った結果、...廃棄等につながる管理上の決定」について「廃棄等、コレクションから除外する判断につながる管理上の決定」を追記してはどうか。	修正	指摘の通り修正	
9-4	図について、1の解説「再評価に基づく除籍を含む資料の活用方策の検討」、2の解説「除籍の決定に基づく処分方法（交換、譲渡、貸与、返却、売却、廃棄等）の検討」としてはいかがか。	原案どおり		告示第6条第2項からの引用のため
9-5	（1）の「再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等」での売却の扱いは。	原案どおり		告示第6条第2項からの引用のため
9-6	収蔵庫が満杯だから除籍・処分するのではなく、収蔵庫が許容量を越えそう、あるいは越えた場合は、栃木県立博物館や福岡市博物館のように新規で収蔵庫を建設するなど、まずは収蔵施設の確保について最大限の努力をすべき。財政的に厳しい状況だからという理由で、最初から保存や保管を放棄して、安易に「廃棄」につながらないように、まずは保管場所の確保を前提にする書き方にする。	原案どおり		公布通知第2の6（2）では、「収蔵庫の飽和により資料の適切な保管や新しい資料の受入れが困難となっている状況」に触れているが、「だから除籍する」旨の記載はない。また、収蔵施設の確保については、本考え方5（2）で記載。

9-7	(1)の「他館への譲渡や教育目的への用途転換といった再活用の道を優先させ、多様な手段を検討した上で」について、この文章からは、破損した資料の修復の努力、ということが読み取れないのですが、それは必要ないですか。	原案どおり		本考え方7で示すように、資料の保全と修復は前提であり、ここで改めて記載しない。
9-8	(3)の「機会を設けて」について、「定期的に」や「計画的に」のほうがよいのでは。	修正	「機会を設けて」を「定期的に」に変更	
9-9	(3)の「利用可能性」について、利用と活用が混在？	修正	「活用可能性」に統一	
9-10	(3)の「その際、…踏まえた上で、多様な関係者の意見を聴きつつ、」について、「その際、…踏まえた上で、 <u>社会的公共財であることを踏まえ、</u> 多様な関係者の意見を聴きつつ、」を追記してはどうか。	原案通り		公布通知第2の6(2)からの引用のため
9-11	(3)の「第三者的な観点を含めた手続」について、「第三者的な」がやや口語っぽいので、「第三者の観点を」のほうがよいと思います。	原案どおり		公布通知第2の6(2)の書き方と合わせているため
9-12	(3)の「特に、対象となる…望ましい。」について、評価について、寄贈者の意向が検討項目に入るのでしょうか。ここは「除籍の検討」ではないですよね。 寄贈者の意向には関係なく、その資料の価値は再評価され、その結果、その資料の行く末を判断するときに「寄贈者の意向」が反映されるのではないのでしょうか。 ただ、この前の項目で「寄贈者から将来の判断の権限をもらっておくこと」ということが書かれていると思うので、もし「将来の行く末」のことを表現なさっている場合でも、この表現は必要ないように思います。 書くとしても「寄贈者の意思も確認しつつ」を「寄贈時の意向や経緯に十分配慮して」としてはどうか。	修正	指摘を受け、本項からは削除	指摘の通り5(4)で記載済みの内容であるため
9-13	(3)の「寄贈者の意思も確認」について、場合によっては、博物館現場が、合理的・妥当ではない判断をせざるを得なくなる弊害につながるかも。	修正	同上	同上
9-14	(4)について、本文書に直接入れる必要はありませんが、これらの実際の例(架空の例でもよい)などを「実践編」として集められないのでしょうか。それがあると、より理解しやすくなると思います(その一	—		

	方で、まさにそのような事例で揚げ足を取られないように注意する必要がありますが)			
9-15	(4)のは柱書について、「この際に行われるのが除籍や」を「この際に行われるのが、 <u>当該資料をコレクションから除外する管理上の決定である除籍と</u> 」としてはどうか。	修正	指摘の通り修正	
9-16	(4)の②の「下図のように三段階の手続きを経る必要がある。」について、図を見てもどの三段階かが分かりません。	修正	「段階的な検討と手続きを経る必要がある」に修正	
9-17	(4)の②の「除籍」の用語の定義及び意義	修正	意見書を受け、除籍の記録を残すことについて記載	
9-18	(4)の②の「用途変換」の用語の定義について、博物館資料を、体験学習や出前授業のアイテムとして活用する、とか、ハンズオン教材とすることが、なぜ、用途転換となるのか、自分は、理解できない「派」です。(他の「教育・研究目的での活用」の記載についても同様。) 実際、博物館現場に、そういう資料・物品観があることは、承知してますが、普遍的な博物館資料観とはいえないのではないかと思います。 転換しているのは、用途ではなく、優先順位ではないかと…。 「収集・管理の目的の幅を拡げる」としつつ、定義として「劣化や消耗や将来の滅失を許容する利活用」、具体的内容は「博物館資料として、恒久的な現状または当初の状態の保全を旨とするのではなく、劣化や消耗、将来的な損壊を許容して、体験学習の教材等、多様な利活用に供する。」としてはどうか。	一部修正・一部原案どおり		博物館資料は、一義的には恒久保存を前提とするものであり、教育活用のために損耗リスクを許容する場合は、文化資源として将来に継承するための利用から別の利用へと目的を変更することになると考えます。このため、定義や具体的内容については修正案でよいと思いますが、名称については用語の統一の観点から、「用途転換」のまましたいと考えます。
9-19	(4)の③の「第三者的な観点」について、「第三者的な」がやや口語っぽいので、「第三者の観点」のほうがよいと思います。	原案どおり		公布通知第2の6(2)の記載に合わせているため。

9-20	(4)の③の「地域の実情」について、国際的な環境も「地域の実情」とするのでしょうか。ある国にその資料を渡す(例えば売却、返還など)場合、その国の政情不安などでその国は不適切、などと考える必要はないですか	原案どおり		公布通知第2の6(2)からの引用のため。
9-21	(4)の④の表題「売却と廃棄の検討に当たっての考え方」について、ここに「売却」を出すなら、前の処分の項目にも加えた方が整合性が取れると思います。	原案どおり		
9-22	売却についての記述は、8ページの表下の囲みで示した注記と内容的な重複があります。	修正	囲みの注記は削除	
9-23	(4)の④について、除籍に関する制限規定を入れる。来歴に関する文書がない資料は、来歴調査を合理的な範囲で尽くさない限り除籍すべきでないこと。除籍は資料の意義・性格に加え除去という行為自体から生じる公衆の信頼の損失を十分に理解した上で行うこと。除籍の決定は館長及び担当学芸員が管理機関(理事会等)と共同で行うことといった文章を加える。	修正		ICOM 倫理規程を参照引用。 決定主体については、本書は「基本的な考え方」を示すものであり、具体的な基準や運用については、各館の実情や目的を踏まえながら検討いただくことを想定しています。
9-24	(4)の④の1ボツ目の「売却の厳格な制限」について、「 <u>社会からの信託を受けた共的な財産である博物館資料は換金可能な資産として扱うべきでないことを基本的理念として認識した上で、売却の実施に当たっては、コレクションの充実や新しい資料の購入のためなど目的を明確にした上で、その必要性・妥当性について、慎重な検討と記録の保持等、説明責任を果すことが求められる。</u> 」としてはどうか。	修正	他の委員からの意見も踏まえ全体的に修正	
9-25	(4)の④の「売却益は…購入のため」について、なんとなく「コレクション保存のため(収蔵庫、展示室の拡充)」なども売却益で行っていいことになっているように思うのですが、この文章からはそこが読み取れないように思うのですが・・・(私が誤解をしていたら申し訳ありません)	修正	指摘の趣旨を踏まえ修正	

9-26	(4) の④の1 ポツ目の「…充てるべきとされている。このため、売却の実施…」について、「このため」の前後のつながりが、とらえづらい。 ICOM 倫理規程を引き合いに出さなくても、資料売却に際しての説明責任を強く求めているのでは。	原案どおり		「基本的な考え方」を示すものであり、各博物館におけるガイドライン等の作成の参考となることを目的としています。内容の遵守を求める法令的な位置付けを有するものではありません。 また、具体的な基準や理念については、参照軸の一例を示す必要があることから、ICOM の規程やガイドラインを引用しています。これは ICOM の規程等を唯一又は絶対の基準とする趣旨ではなく、国内に包括的な参照基準がない中で、国際的に共有されている考え方の一例として参照しているものです。(※)
9-27	(4) の④の1 ポツ目の「特に…売却には、極めて慎重であるべきであり」について、「特に…売却は原則的に認めるべきでなく、検討の必要性が生じた場合も極めて慎重であるべき」と追記してはどうか。	修正	「特に…」を削除することしました	
9-28	(4) の④の2 ポツ目の冒頭「記録の公開」について、「<u>廃棄資料</u>の記録の公開」を追記してはどうか。	修正	指摘の通り修正	
9-29	(4) の④の2 ポツ目の「除籍理由、判断プロセス」について、これだと、「除籍」の理由であり「廃棄」の理由とは読めないのですが、「除籍の理由」だけで	修正	指摘の趣旨を踏まえ修正	

	いいのでしょうか。なぜ「廃棄」という手段をとったか、の記録も必要のように思うのですが。			
9-30	(4)の④の2ボツ目の「また、その記録を永久に保持」について、「また、 <u>廃棄という処理の不可逆性に鑑み</u> 、その記録を永久に保持」を追記してはどうか。	修正	指摘の通り修正	

10. 手続の透明性の確保と社会的理解の促進

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
10-1	(2)の「第三者的な観点」について、「第三者的な」がやや口語っぽいので、「第三者の観点」のほうがよいと思います。	原案どおり		公布通知第2の6(2)の記載に合わせているため。
10-2	(2)について、誰が提案し、誰が最終決定と責任を負うのか、プロセスを明確にする。例えば、学芸員による専門的な評価→館の組織決定→第三者による検証といったように標準的な意思決定プロセスを例示するなど。	原案どおり		本書では基本的な考え方を示すこととしており、具体的な基準や運用については、各館の実情や目的を踏まえながら検討いただくことを想定しています。
10-3	(2)の「多様な関係者・地域への事前の周知や、」の前に「専門的知見を有する学識者を含む」をいれてはどうか。	修正	指摘の通り修正	

11. 設置者の責務

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
11-1	設置者の責務として、財政基盤の確保が書かれている点、非常にうれしく思います。博物館へファンドレイジングの支援を行うことがあります。資料の収集、管理への意識は高いもののそれを行うに必要な財源は「足りない」意識はあっても自ら「確保」する意識がまだ高くはありません。11 設置者の責務を読んでいたことで、確保を意識していただけるような状況ができるとよいと思います。	—		

11-2	柱書の「安定的な…人的体制を確保」を一読すると、 （１）と同じ内容のように読め、（１）（２）の内容を包括するように読めない。	修正	指摘の趣旨を踏まえ 「多面的な措置」を 「多面的な取組と支援」に修正	
11-3	柱書の「多面的な措置を行うとともに、」について、 多面的な措置は分かり難い。評価制度の確立も文言として加える。資料の収集管理が適切に行われるよう展示以外の業務も評価する対策体制を設置者の責務にする。	一部修正	同上	「展示以外の業務を評価する」 体制整備については、本書で扱う範囲を超える事項であるため。
11-4	（１）の表題について、充実を行うという表現に違和感あり。	修正	指摘を踏まえ「運営体制と施設・設備等の整備と充実」に修正	
11-5	（２）の「収集及び管理の方針の策定を支援」について、会議の議論にもありましたが、設置者は「支援」するのでしょうか。 例えば、財団として美術館の収集及び管理の方針の策定を行っている場合もあります。 設置者として、財団の方針に合わない収集方針を認める、ということに違和感があります。	修正	様々な実態があると思うので、「設置者が 「関与」し、その充実と適正な運用を支援する」書きぶりとなりました。なお「運用」には「評価」も含みます。	
11-6	「災害対応や情報管理等の重要な分野」 設置者目線でも運営者目線でも、災害対応や情報管理等の重要な分野の他に比しての重要性が分かりづらい。 自然災害や、突然の施設・設備の破損や故障、サイバー攻撃等、通常の博物館事業をまわしている組織・体制だけでは対処が困難な事態に際しては、といった意味か。 災害対応について……博物館の多くを占める公立館の設置者である地方自治体は、災害時は、地域住民の安全確保や生活再建のための諸施策が最優先です。その地域の博物館や文化財の保全は、博物館事業や文化財関係者による広域的・横断的な支援体制による支援が有効で、現実、そのように動いていると思います。なので、災害対応は、なんか抵抗感が…。 「また、自然災害への被災等、資料の収集及び管理の継続を著しく困難にする突発的な事態が発生した際は」としてはどうか。	原案どおり		ここでは、災害に備えたり、他の自治体（館）との情報共有などの管理手段について「横断的な支援体制の整備」を求めています。起こった災害に対する内容ではありません。

11-7	(2)の「横断的な支援体制の整備」について、何を「横断」するのかがよくわかりませんでした。	修正	「国、地方公共団体、博物館間の連携を含む」を加筆	他の自治体や域内の館など
------	---	----	--------------------------	--------------

別紙 ICOM のガイドライン

「9. 博物館資料の充実及び再評価を通じたコレクションの整備・活用」の「(4) 除籍・処分の基本的な考え方」内にて引用していた ICOM のガイドラインについては、委員からの指摘を踏まえ、別紙とすることにした。

	委員意見（趣旨）	対応	修正内容	理由
別-1	ICOM 職業倫理規程は 2026 年 6 月に「倫理規程」として改訂され、現在日本語版の作成作業中です。ここに表記するのであれば、その中の C.6.の日本語を「仮訳」として紹介するのが適当かと思います。	修正		
別-2	ICOM ガイドラインの仮訳の例示は、本文と引用の区別がしにくく、本ガイドラインの趣旨からすると、文化庁としてコンセンサスの取れる例示を示し、参照資料として ICOM ガイドラインを示す形が適当と思います。	修正	ICOM ガイドラインについては参考資料として別紙引用とする	
別-3	(4) の③で指す ICOM のガイドラインは以下のものと思います (ICOM) 「Guidelines on Deaccessioning of the International Council of Museums」 (2019.09) (ICOM) 除籍に関するガイドライン (2019 年 9 月) https://icom.museum/wp-content/uploads/2019/10/Guidelines-on-Deaccessioning-of-the-International-Council-of-Museums.pdf	修正	引用元を明記し、別紙にて英文と共に仮訳を掲載	
別-4	ICOM のガイドラインからの例示の 4 ポツ目及び 5 ポツ目について、意味が理解しにくく、ここに例示する項目からは削除した方がいいと思います。 特に、資料の「質が低く」 (The object is of poor quality) の表現は、原文の解釈が難しい言葉で今後の検討を要す点でもあります。	修正	ICOM ガイドラインについては参考資料として、別紙引用する形に変更	
別-5	ICOM のガイドラインについて、できれば、英文を文末にでも掲載していただけたらうれしいです	修正	英文を追加	
別-6	ICOM のガイドラインからの例示の 4 ポツ目については、削除が妥当。博物館コレクション管理研究会「博物館資料の除籍・処分にに関する基本理念」及び「有形の民俗資料（民具）の除籍・処分にに関する基本的考え方」参照。重複＝意味のないものではない。	原案どおり		(※) 同理由

別-7	ICOM のガイドラインからの例示の5 ポツ目については、5 「収集の方針」に関する基本的な考え方において、学術的価値においてのみ測られるものではないと、資料価値の多元性の重要性を言ってます。ここで、「美的・歴史的・学術的価値」といってしまうと矛盾を感じます。 「質が低く」とはなんの質？	原案 どおり		(※) 同理由
別-8	ICOM のガイドラインからの例示の5 ポツ目については、削除が妥当。質が低いあるいは学術的価値を欠くというのは誰が判断するのか。質が低く美的価値を欠くと判断されたものが後世に高く評価されることは良くあること。浮世絵が良い例。	原案 どおり		(※) 同理由